

## 傍聴の手続き

1. 本会議は午前9時30分から始まります。
  2. 役場2階の傍聴受付で、傍聴人受付用紙にご住所・お名前を記入し、受付箱に投函して傍聴席にお入りください。
- ・ 傍聴人の定員はいす席25人です。
  - ・ 団体で傍聴を希望するときは、あらかじめ議会事務局へご連絡ください。
  - ・ 委員会の傍聴には委員長の許可を要することとなっていますので、事前に議会事務局にご連絡ください。

## 傍聴時の遵守事項

- ・ 携帯電話等は電源を切るか、音が鳴らないように設定のうえ入室してください。
- ・ 途中退出する場合は静かに退場してください。

(以下、町議会傍聴規則による遵守事項)

- ・ 会議の言論に拍手その他公然と可否を表明しないこと。
- ・ 騒ぎたてる等の議事の妨害をしないこと。
- ・ はち巻、腕章の類をする等示威的行為をしないこと。
- ・ みだりに席を離れ、または不体裁な行為をしないこと。
- ・ その他議場の秩序を乱し、又は議事の妨害となるような行為をしないこと。
- ・ 飲食または喫煙をしないこと。
- ・ 帽子、外とう、えり巻の類の着用をしないこと。※
- ・ 写真撮影、録音等の行為。※

※ 病気等の理由により外とう等が必要な場合、写真撮影等を求める場合は事前に議会事務局に申し出てください。